

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課)	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (同)	二
○建設業許可の取消し (事業管理課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定 (同)	三
○土地改良区役員の退任の届出 (大河原地方振興事務所)	四
○土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所)	四
公 告	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	五
選挙管理委員会	
○証票の無効 監査委員	五
○定期監査等の結果の公表	五
正 誤	
○宮城県公報第二二八〇号中	六
○宮城県公報平成二三年号外第五九号中	六

## 告 示

○宮城県告示第六百二十四号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇二〇〇六九五	事業所の名称及び所在地 アトリエみなと 石巻市湊町鳥井崎一 の八	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 社会福祉法人 石巻祥心会	指定年月日 平成二十三年 九月一日
---------------------	---	---------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第六百二十五号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号)以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第二二一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法)に基づき漁業に係る加入区の設定	平成二十三年八月二十九日	塩釜市浦戸桂島字庵寺八・二内海 信吉 塩釜市浦戸桂島字鬼ヶ浜十八・二内海 公男	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第三号の四に規定する特定かき養殖業	九人
宮城県第二二二加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法)に基づき漁業に係る加入区の設定	平成二十三年八月二十九日	塩釜市浦戸野々島字河	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二十九号)第三号の四に規定する特定かき養殖業	七人

共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸支所の地区のうち野々島の区域

鈴木 久雄

条の四に規定する特定かき養殖業

○宮城県告示第六百二十六号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十三年九月六日から施行する。

平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業(特定かき養殖業)の表宮城県第十三加入区の項を削り、同表宮城県第十四加入区の区域の項中「審付」を「付審付、審付」に改め、同表宮城県第十六加入区の項を削り、同表宮城県第十七加入区の区域の項中「付審付」を「審付、付審付」に改める。

○宮城県告示第六百二十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年九月五日

二 商号又は名称等

東伸工業株式会社 菊地 憲市	石巻市大宮町四、十六	般、十八 第五千二百十九号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび、土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十三年 八月三日
株式会社ピア イ工業 東海林のり子	仙台市青葉区愛子中央 一丁目一、二	般、十九 第一万四千九百二十八号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 電気通信工事業	平成二十三年 八月十六日
有限会社佐藤建 材	大崎市古川諏訪二丁目 二、八	般、二十 第一万五千三	全部廃業 一般建設業	平成二十三年 八月一日

佐藤 信三 有限会社リフォ ムサービス 内海 善信	仙台市宮城野区蒲生字 町十二、九	般、二十一 第一万五千七 百八十七号	全部廃業 大工工事業 管工事業	平成二十三年 八月九日
村上サツシ 和夫	仙台市若林区霞目二丁 目六、一	般、十九 第一万六千五 百三十四号	全部廃業 一般建設業 建具工事業	平成二十三年 八月十二日
有限会社F創 佐藤 辰郎	仙台市宮城野区出花三 丁目二十八、一	般、十八 第一万七千八 百三十五号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十三年 八月九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	次図のとおり	縦覧場所
根方沢2	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字青竹(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
根方沢3	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字青竹(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
下別当沢3	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字願行寺(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
下別当沢4	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字願行寺(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
下別当沢	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字願行寺、同町大字宮字青麻下山(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
下別当沢2	土石流	刈田郡蔵王町大字宮字荷駄山(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防
遠刈田温泉2	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町大字遠刈田温泉字小妻坂山(次の図のとおり)	宮城県土木部防	宮城県土木部防

宿沢1	本砂金沢3	本砂金沢1	山崎沢2	白貝沢	栃原沢6	栃原沢5	川向沢	川窪沢	西田沢2	西田沢1	金山沢3	金山沢2	2 金山沢1	1 金山沢1	上石丸沢3	上石丸沢2	上石丸沢1	笹谷沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字本砂金字宿(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字大平田山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑、同町大字本砂金字大前城山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字古寺山、同町大字本砂金字山崎(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字北栃原山、同町大字本砂金字大鳥屋山、同町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字北栃原山、同町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字大倉山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字大倉山、同町大字支倉字川向(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字大平山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字大平山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字大平山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字金山、同町大字小野字大平山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字金山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字金山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字金山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字小谷立山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字小谷立山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字小谷立山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字石橋沢山(次の図のとおり)

宿沢2	宿沢3	裏丁	金山	上石丸	上石丸	上石丸	宿	宿	本砂金	羽根坂山	山崎	山崎	山崎	山崎
土石流	土石流	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地	急傾斜地
柴田郡川崎町大字本砂金字廻戸沢山、同町大字本砂金字宿(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字廻戸沢山、同町大字本砂金字熊野沢山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字館山、同町大字前川字裏丁(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字金山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字小谷立山、同町大字川内字上石丸(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字小谷立山、同町大字川内字上石丸(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字館山、同町大字支倉字塩沢(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字館山、同町大字支倉字塩沢(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字館山、同町大字支倉字塩沢(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字羽根坂山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、同町大字本砂金字古寺山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、同町大字本砂金字古寺山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、同町大字本砂金字古寺山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、同町大字本砂金字古寺山(次の図のとおり)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
本砂金	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

(次の図)は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。) ○宮城県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、白石市土地改良区

職員の退任について、次のとおり届出があった。 平成二十三年九月六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山田 義輝

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年六月二十七日	佐藤 賢一	白石市郡山字関下二十四番地	理事

○宮城県告示第六百三十一号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十三年八月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 平成二十三年九月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

○宮城県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区職員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年九月六日

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年八月二十日	齋藤 宏一郎	石巻市蛇田字新大塚百六十一番地一	理事
平成二十三年八月二十日	千葉 利一	石巻市蛇田字福村北十二番地	理事
平成二十三年八月二十日	齋藤 要一	石巻市蛇田字中塚三十七番地一	理事
平成二十三年八月二十日	高橋 長一郎	石巻市蛇田字西境谷地七番地	理事
平成二十三年八月二十日	穴戸 敏男	石巻市蛇田字菰継二十二番地	理事

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸村 俊幸

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年八月十九日	齋藤 宏一郎	石巻市蛇田字新大塚百六十一番地一	理事
平成二十三年八月十九日	千葉 利一	石巻市蛇田字福村北十二番地	理事
平成二十三年八月十九日	齋藤 要一	石巻市蛇田字中塚三十七番地一	理事
平成二十三年八月十九日	高橋 長一郎	石巻市蛇田字西境谷地七番地	理事
平成二十三年八月十九日	穴戸 敏男	石巻市蛇田字菰継二十二番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十三年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 二百三十五台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年八月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 二千六百六十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年七月十五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年九月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市志波姫南堀口百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番一及び百二十二番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一  
株式会社コメリ

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年八月二十六日以降無効とする。

平成二十三年九月六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健一

記

証票番号 第三号〇〇四五

証 票 番 号 第三号〇〇四一

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成23年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成23年9月6日

宮城県監査委員 内 海 太  
宮城県監査委員 佐々木 敏 克  
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関 監査実施日

地方機関

○環境生活部

原子力センター 4月14日

動物愛護センター 4月14日

○経済商工観光部

宮城障害者職業能力開発校 4月14日

○教育庁

特別支援教育センター 6月29日

船岡支援学校 6月24日

角田支援学校 6月24日

石巻支援学校 6月23日

2 監査結果

平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。

正 誤

<p>○宮城県公報第二二八〇号(平成二十三年八月九日付け)中 ページ 三 段 上 行 一</p>	<p>正 登米市東和町米谷字朝田貫六四の 一六六、六四の一六七、六四の 一七二、六四の一七三、六四の一 七六、六四の一七八から六四の一 八一まで、六四の一八三から六四 の一八六まで、六四の一八九、六 四の一九二、六四の一九六から六 四の一九九まで(以上一九筆国有 林)</p>	<p>誤 登米市東和町米谷字朝田貫六四 の一六六、六四の一六七、六四の 一七二、六四の一七三、六四の一 七六、六四の一七八から六四の一 八一まで、六四の一八三から六四 の一八六まで、六四の一八九、六 四の一九二、六四の一九六から六 四の一九九まで</p>
<p>○宮城県公報平成三三年号外第五九号(平成二十三年五月三十一日付け)中 ページ 一五 段 上 行 一</p>	<p>正 様式第八号から様式第十三号ま でを削る。 様式第十四号を様式第八号と し、様式第十五号を様式第九号と し、同様式の次に次の様式を加 え</p>	<p>誤 様式第十四号を様式第八号と し、様式第十三号を様式第九号と し、同様式の次に次の様式を加 え</p>